

原水爆禁止長崎県協議会規約

総則

第一条 この会は、原水爆禁止長崎県協議会(略称 長崎県原水協)と称し、事務所を長崎市に置く。

目的と事業

第二条 この会は、世界の平和と人類の幸福を願い、原水爆完全禁止とこれに必要な運動を行うとともに、原子爆弾による被災者に対する援護・連帯を進めることを目的とする。

第三条 この会は 前条の目的達成のため次の活動を行う。

- 一、原水爆禁止の世論を強化すること
- 二、原水爆の脅威に関する正確な知識の普及
- 三、被爆者の援護・連帯の運動の推進すること
- 四、その他目的達成に必要と認められる事業

組織

第四条 この会は、第二条に定める目的に賛同して入会する団体および個人を持って構成する。この会は、県団体、地域原水協を加盟の単位とする。ただし常任理事会によって承認された個人は直接加入できる。特に財政援助者を賛助会員とする。

機関

第五条 この会の機関は、総会、理事会、常任理事会とする。

第六条 総会はこの会の最高決議機関であって、年一回定期に開催される。ただし必要ある時は臨時総会を開催することができる。総会は、活動方針、予算および決算、役員を選任、規約の改廃、その他運営に必要な事項を審議決定する。総会は役員、地域原水協、加盟団体代表(その数は理事会で定める)及び加盟個人によって構成する。

第七条 理事会は、総会につぐ決議機関であって、代表理事、事務局長、事務局次長、常任理事、理事で構成し、総会決議に基づいて具体的事項を審議決定する。

第八条 常任理事会は代表理事、事務局長、事務局次長、常任理事で構成し、総会及び理事会の決議に基づき会務を執行する。そのために必要な機構と日常業務を処理する事務局と設ける。

第九条 総ての会議は代表理事が招集し、議決は全員一致を原則とする。

役員

第十条 この会に下記の役員をおく。

代表理事 若干名、事務局長 一名、事務局次長 若干名、常任理事 若干名、理事 若干名、
監事 二名

第十一条 代表理事、事務局長、常任理事、監事は総会で選出される。理事は加盟団体より推薦選出される。(その数は理事会で決める)。ほか、個人理事は常任理事会の推薦によって総会で選出される。事務局次長は常任理事会で互選され、理事会の常任を受ける。

第十二条 役員任期は総会から総会までとする。ただし再任を妨げない。常任理事に欠員または補充の要ある時は残任期間を理事会で互選する。

第十三条 この会は必要に応じて常任理事会の議を経て顧問を置くことができる。ただし、総会の承認を受ける。顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。

第十四条 代表理事はこの会を代表し、会務を総括する。事務局長は事務局を統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある時は代行する。監事は本会の会計を監査し総会に報告するとともに、監査結果について必要な機関に意見を述べるができる。

第十五条 この会に、専任職員を置くことができる。専任職員は事務局構成員であり、その任免は常任理事会の議を経て代表理事が行う。

第十六条 この会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条 この会の経費は会費、寄付金、補助金、その他によってまかなう。会費の額は総会によって加盟団体および個人別に定める。